

令和5年5月23日開会

令和5年5月

市議会臨時会議案書

寝屋川市

目 次

番 号	案 件	頁
報告第1号	専決処分の報告（寝屋川市税条例の一部改正）	1
報告第2号	専決処分の報告（令和4年度寝屋川市一般会計補正予算（第12号））	別冊
報告第3号	専決処分の報告（令和5年度寝屋川市一般会計補正予算（第2号））	別冊
報告第4号	専決処分の報告（令和5年度寝屋川市一般会計補正予算（第3号））	別冊
議案第37号	寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正	7
議案第38号	寝屋川市税条例の一部改正	9
議案第39号	令和5年度寝屋川市一般会計補正予算（第4号）	別冊
議案第40号	令和5年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第41号	有功者の選定（矢 田 わか子）	14
議案第42号	有功者の選定（山 崎 菊 雄）	16
議案第43号	有功者の選定（北 川 光 昭）	18
議案第44号	有功者の選定（井 川 晃 一）	20

報告第 1 号

専 決 処 分 の 報 告

寝屋川市税条例の一部改正について、別紙のとおり令和5年3月31日専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和5年5月23日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

専決第 9 号

寝屋川市税条例の一部改正

寝屋川市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月31日専決

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 11 号

寝屋川市税条例の一部を改正する条例

寝屋川市税条例（平成 16 年寝屋川市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 40 条中「によって」を「により」に改める。

第 109 条第 1 項及び第 5 項並びに第 112 条第 1 項中「第 34 号の 2 の 5 様式」の次に「又は第 34 号の 2 の 5 の 2 様式」を加える。

附則第 13 条中「、第 63 条又は第 64 条」を「又は第 63 条」に、「、第 63 条若しくは第 64 条」を「若しくは第 63 条」に改める。

附則第 14 条第 3 項中「附則第 15 条第 15 項」を「附則第 15 条第 14 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 22 項」を「附則第 15 条第 21 項」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 23 項第 1 号」を「附則第 15 条第 22 項第 1 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 23 項第 2 号」を「附則第 15 条第 22 項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 23 項第 3 号」を「附則第 15 条第 22 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 24 項第 1 号」を「附則第 15 条第 23 項第 1 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 24 項第 2 号」を「附則第 15 条第 23 項第 2 号」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号イ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ロ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ハ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ニ」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号イ」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号ロ」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号ハ」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」に改め、同条第 18 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」に改め、同条第 19 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」に改め、同条第 20 項中「附

則第 15 条第 29 項」を「附則第 15 条第 28 項」に改め、同条第 21 項中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同条第 22 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改め、同条第 23 項中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め、同条第 24 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改め、同条第 25 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改め、同条第 27 項を削る。

附則第 15 条第 13 項を同条第 14 項とし、同条第 12 項中「附則第 7 条第 13 項」を「附則第 7 条第 17 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 11 項の次に次の 1 項を加える。

12 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 16 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

附則第 32 条第 2 項中「第 10 項、第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項若しくは第 44 項」を「第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 35 項まで、第 38 項、第 39 項、第 43 項若しくは第 46 項」に改める。

附則第 37 条の 2 を削り、附則第 37 条の 2 の 2 を附則第 37 条の 2 とし、附則第 37 条の 2 の 3 を附則第 37 条の 2 の 2 とする。

附則第 37 条の 6 第 3 項を削る。

附則第 37 条の 7 第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改め、同条第 2 項中「令

和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」に、「令和 3 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第 3 項から第 6 項までを削り、同条第 7 項中「附則第 30 条第 7 項」を「附則第 30 条第 3 項」に改め、「3 輪以上の」の次に「法第 446 条第 1 項第 3 号に規定する」を、「ガソリン軽自動車」の次に「(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)」を加え、「、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア中「3,900 円」とあるのは「2,000 円」と、「6,900 円」とあるのは「3,500 円」」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 8 項中「附則第 30 条第 8 項」を「附則第 30 条第 4 項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア中「3,900 円」とあるのは「3,000 円」と、「6,900 円」とあるのは「5,200 円」」に改め、同項を同条第 4 項とする。

附則第 38 条第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改める。

附則第 41 条第 1 項及び第 2 項中「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に改める。

附則第 55 条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の寝屋川市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税又は都市計画税に関する部分は、

令和 5 年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、令和 4 年度分までの固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 64 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 18 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第 32 条第 2 項の規定の適用については、同項中「、第 43 項若しくは第 46 項」とあるのは、「若しくは第 43 項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 3 条 令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に取得されたこの条例による改正前の寝屋川市税条例附則第 37 条の 2 及び第 37 条の 6 第 3 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第 37 条の 7 の規定は、令和 5 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 4 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に 関する条例の一部改正

寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定する。

令和5年5月23日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和54年寝屋川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

寝屋川市税条例の一部改正

寝屋川市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年5月23日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市税条例の一部を改正する条例

寝屋川市税条例（平成 16 年寝屋川市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 30 条の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第 33 条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第 35 条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合

算額」に、「によって」を「により」に改める。

第 38 条第 1 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第 5 項において同じ。)」を加え、同条第 2 項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第 3 項、第 5 項及び第 6 項中「によって」を「により」に改める。

第 45 条第 1 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第 2 項中「通知によって」を「通知により」に、「第 17 条の 2 の規定によって」を「第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第 45 条の 2 第 1 項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第 45 条の 5 において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「によって」を「により」に改める。

第 45 条の 6 第 1 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第 2 項中「方法によって」を「方法により」に、「第 17 条の 2 の規定によって」を「第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第 95 条第 1 号エ中「及び」を「、」に改め、「3 輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号)第 1 条第 1 項第 13 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第 14 条に次の 1 項を加える。

27 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

附則第 37 条の 2 第 4 項中「100 分の 10」を「100 分の 35」に改める。

附則第 38 条第 3 項中「100 分の 10」を「100 分の 35」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 95 条第 1 号エの改正規定及び附則第 4 条第 1 項の規定（この条例による改正後の寝屋川市税条例（以下「新条例」という。）附則第 38 条第 3 項に係る部分を除く。） 令和 5 年 7 月 1 日

(2) 第 26 条第 2 項並びに第 33 条の見出し及び同条第 1 項の改正規定、同条に 1 項を加える改正規定並びに第 35 条、第 38 条、第 45 条、第 45 条の 2 及び第 45 条の 6 の改正規定並びに附則第 37 条の 2 の改正規定及び附則第 38 条第 3 項の改正規定並びに次条第 1 項並びに附則第 4 条第 1 項（新条例附則第 38 条第 3 項に係る部分に限る。）及び第 2 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(3) 第 30 条の 2 の改正規定及び次条第 2 項の規定 令和 7 年 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の寝屋川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 30 条の 2 第 2 項の規定は、令和 7 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき寝屋川市税条例第 30 条の 2 第 1 項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 5 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 4 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例第 95 条第 1 号エ及び附則第 38 条第 3 項の規定は、令和 6 年度以

後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第37条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割については、なお従前の例による。

推 薦 書

住 所 [REDACTED]
氏 名 矢 田 わか子 (やた わかこ)
生年月日 [REDACTED]
年 齢 [REDACTED]

功績のあった職歴

国会議員 (参議院議員) 6年

職 名	在 職 期 間
参議院議員	平成28年7月26日～令和4年7月25日

議案第 43 号

有 功 者 の 選 定

次の者を有功者に選定することについて、寝屋川市有功者表彰条例（昭和 59 年寝屋川市条例第 1 号）第 2 条の規定により議決を求める。

令和 5 年 5 月 23 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

住 所	[REDACTED]
氏 名	北 川 光 昭(きたがわ みつあき)
生年月日	[REDACTED]

理 由

次頁推薦書のとおり功労顕著であったと認められるため

推 薦 書

住 所 [REDACTED]
氏 名 北 川 光 昭 (きたがわ みつあき)
生年月日 [REDACTED]
年 齢 [REDACTED]

功績のあった職歴

市議会議員 20年

職 名	在 職 期 間
寝屋川市議会議員	平成15年5月1日～令和5年4月30日

(参考)



職 名	在 職 期 間
寝屋川市議会議長	平成28年5月18日～平成29年5月17日
”	令和元年5月21日～令和3年5月12日
”	令和4年5月16日～令和5年4月30日
寝屋川市議会副議長	平成24年5月9日～平成25年5月14日

有 功 者 の 選 定

次の者を有功者に選定することについて、寝屋川市有功者表彰条例（昭和 59 年寝屋川市条例第 1 号）第 2 条の規定により議決を求める。

令和 5 年 5 月 23 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

住 所	
氏 名	山 崎 菊 雄 (やまさき きくお)
生年月日	

理 由

次頁推薦書のとおり功勞顯著であったと認められるため

推 薦 書

住 所 [REDACTED]
氏 名 山 崎 菊 雄 (やまさき きくお)
生年月日 [REDACTED]
年 齢 [REDACTED]

功績のあった職歴

市議会議員 20年

職 名	在 職 期 間
寝屋川市議会議員	平成15年5月1日～令和5年4月30日

(参考)

職 名	在 職 期 間
寝屋川市議会副議長	平成27年5月18日～平成28年5月18日

有 功 者 の 選 定

次の者を有功者に選定することについて、寝屋川市有功者表彰条例（昭和 59 年寝屋川市条例第 1 号）第 2 条の規定により議決を求める。

令和 5 年 5 月 23 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶輔

住 所



氏 名

井 川 晃 一 (いがわ こういち)

生年月日



理 由

次頁推薦書のとおり功勞顯著であったと認められるため

推 薦 書

住 所 [REDACTED]
氏 名 井 川 晃 一 (いがわ こういち)
生年月日 [REDACTED]
年 齢 [REDACTED]

功績のあった職歴

市議会議員 12年

職 名	在 職 期 間
寝屋川市議会議員	平成23年5月1日～令和5年4月16日

(参考)

職 名	在 職 期 間
寝屋川市議会副議長	令和3年5月12日～令和4年5月16日